

庄原市条件付一般競争入札実施要綱

平成19年9月28日告示第144号

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の条件付一般競争入札の実施について、庄原市契約規則（平成17年庄原市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が130万円以上の全ての工事とする。ただし、対象工事の種別又は性質、目的その他特別の理由により条件付一般競争入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

(1) 対象工事に対応する工種について、庄原市建設工事指名業者選定に関する規程（平成17年庄原市訓令第38号。以下「規程」という。）に基づく入札参加有資格者の認定を受けており、かつ、認定時における経営事項審査の総合評点が指定した数値若しくはそれ以上である者又は等級格付けが指定した格付け若しくはそれ以上である者

(2) 対象工事の業種に係る年間平均完成工事高が当該発注工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）以上の者

(3) 対象工事に係る業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所を庄原市内に有すること。ただし、市長が必要であると認める場合は、本店又は支店等を広島県内に有する者としてすることができる。

(4) 対象工事に必要な技術者の資格を有する者を配置できる者

(5) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者

(6) 対象工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）又は庄原市建設業者指名除外基準要綱（平成17年庄原市告示第131号）の各規定による指名除外を受けていない者及び法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が個々の対象工事ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者

2 特定建設工事共同企業体を結成する工事にあつては、各構成員ごとに、前項に規定する入札参加資格条件を設定することができる。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第 4 条 市長は、特定建設工事共同企業体に工事を発注する場合において、公告に求める入札参加資格要件を有する者から第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 6 号に該当する者の状況を求められた場合は、該当業者一覧表を閲覧に供する。

2 その他、特定建設共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか庄原市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 19 年庄原市告示第 141 号）の定めによる。

(入札参加資格要件の決定)

第 5 条 第 3 条に規定する入札参加資格要件は、あらかじめ規程に定める庄原市建設業者等選定審査会に諮り、庄原市事務決裁及び専決規則（平成 17 年庄原市規則第 9 号）に定める決裁権者が決定する。

(公告等)

第 6 条 市長は、第 3 条に規定する入札参加資格要件のほか、規則第 30 条に規定する事項について定め、規則第 29 条の規定に基づき公告するものとする。

(入札の参加申請)

第 7 条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で定める申請期限までに条件付一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）及び入札公告で定める必要書類を市長に提出しなければならない。

(入札参加資格の審査及び通知)

第 8 条 市長は、前条の規定に基づき提出された書類の審査を行い、その結果を条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、通知を発送した日から入札日までの間に、第 3 条に掲げる入札参加資格を喪失したことが判明した場合は、審査結果通知を取り消す旨を申請者に通知するものとする。

2 参加資格の審査の結果、参加資格を有する者（以下「資格者」という。）として認められなかった場合は、前項に規定する通知書にその理由を記入して通知するものとする。

3 前項の規定により入札参加資格を有しないことの通知を受けた者は、通知の日の翌日からその都度市長が定める期間内に、当該通知書に付された理由について、書面により市長に説明を求めることができる。

4 市長は、前項の規定により説明を求める書面が提出されたときには、速やかに書面により回答するものとする。

5 市長は、第 3 項の規定により説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合には、第 2 項の通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合の通知は、第 1 項の通知の例による。

6 入札参加資格を認められた後に辞退する場合は、入札辞退届を開札の開始前までに契約担当課に提出しなければならない。

(設計図書の閲覧等)

第9条 対象工事に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、第6条に規定する入札公告の日から入札日の前日まで閲覧に供するほか、必要に応じて貸与又は販売するものとする。

2 設計図書等に関する質問等は、所定の期日までに書面により行われなければならない。この場合において、質問等の提出期限、提出場所、提出方法等は、入札公告において定めるものとする。

3 市長は、前項の書面を受理したときは、速やかに回答を作成し、市長が指定する場所において、あらかじめ定めた方法により、閲覧に供するものとする。

（現場説明会）

第10条 対象工事に係る現場説明会は行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、あらかじめ入札公告において、その旨を明らかにしておくものとする。

（工事費内訳書）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、工事費内訳書の提出を求めることができるものとし、あらかじめ入札公告において、その旨を明らかにしておくものとする。

（入札保証金）

第12条 条件付一般競争入札に係る入札保証金は、これを免除するものとする。

（入札参加者の非公表）

第13条 入札参加者は、入札が終了するまで公表しないものとする。

（予定価格の公表）

第14条 市長は、規則第32条の規定により定める予定価格について、入札公告において事前に公表するものとする。

（入札の中止等）

第15条 市長は、入札参加者を決定した後において、資格者に連合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

（落札者の決定）

第16条 落札者は、予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者とする。ただし、総合評価落札方式の対象である工事にあつては、施行令第167条の10の2第2項の規定により落札者を決定するものとする。

2 庄原市建設工事執行規則（平成17年庄原市規則第135号）第8条の規定により最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格を下回る価格での入札をした者は失格とする。

（入札結果の通知）

第17条 市長は、落札者が決定したときは、当該落札者に速やかに入札結果を通知しなければならない。

(入札結果の公表)

第18条 入札の結果は、庄原市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成17年庄原市規則第136号）の規定により公表するものとする。

(建設工事以外の準用)

第19条 建設工事以外で条件付一般競争入札を実施する場合は、この要綱を準用するものとする。

(電子入札システムの利用)

第20条 電子入札システムを利用して条件付一般競争入札を執行する場合は、庄原市電子入札実施要領（平成19年庄原市告示第142号）の定めによる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行し、施行日以後に告示する工事から適用する。